

外国人児童生徒の教育保障の構築に向けて

平成 18 年 6 月

 社団法人 **中部経済連合会**

はじめに

近年、わが国の外国人登録者数は増え続け、特に1989年の「出入国管理および難民認定法」の改正で、日系外国人には就労活動に制限がない入国が認められた結果、日系ブラジル人の増加が顕著である。製造業への就労の機会の多い中部地域は、日系外国人労働者が急増し、特にブラジル人の登録者数は愛知県をトップに、静岡県、三重県、長野県、岐阜県の順に、全国の上位5県を占めている。

この急増した日系ブラジル人の受け入れへの、国と地方自治体の対応が追いつかず、就労、教育、医療、地域社会への適合など様々な問題を生じている。なかでも、ブラジル人児童生徒は、母語と異なる日本語で運営される公立学校での就学でさまざまな困難に直面しており、不就学にいたるケースも多い。この教育環境の改善に、地方自治体や教育委員会、国際交流機関にボランティアや企業も加わり、日本語教育や、母語で教育可能なブラジル人学校への支援も進められている。また、日系ブラジル人の集住する中部5県と群馬県の17都市で構成される「外国人集住都市会議」や、中部の4県に群馬県と名古屋市も加わる5県1市の「多文化共生推進協議会」が、2001年以降、種々の宣言や提言活動をしてきている。多くの取り組みはあるが、現状は急増する日系外国人の児童生徒の教育環境の整備にはいたっていない。

国連の「児童の権利に関する条約」にある「18歳未満のすべての児童への教育保障」はわが国の責務でもある。在住日系ブラジル人等の外国人子弟へのより良い就学機会の提供に向け、ブラジル人の意思を尊重しながら、教育環境を整備していかなければならない。日系ブラジル人子弟の、公立学校への就学には日本語習得が、またブラジル人学校への就学には家計の負担が、それぞれ大きな問題であり、不就学児童生徒も出ている状況である。東南アジア諸国との経済連携協定による看護・介護分野の労働力の導入も進むなか、総合的・横断的な国の諸施策が期待され、また地方自治体の教育委員会の国際交流機関との連携による、問題解決に向けた取り組みは極めて重要である。

日系ブラジル人を始めとする外国人児童生徒への教育環境の整備は急務であり、諸課題の整理を進めながら、また同時に先進事例を参考に対応を進めて行く必要がある。中部各県に設置され始めた多文化共生社会推進機関と地域の国際交流機関に市民の連携した、活動の一層の推進が望まれる。活動推進のための経済団体の役割も検討していきたい。

2006年6月

社団法人中部経済連合会
会 長 豊 田 芳 年
国際委員長 横 井 明

目 次

I. 中部地域に在住する外国人の現状	
1. 急増するブラジル人等の日系外国人	1
2. 日系ブラジル人等の外国人労働者の生活環境	2
II. 外国人児童生徒への教育の現状	
1. 外国人児童生徒の受入状況	6
2. ブラジル人学校	8
3. 日系ブラジル人の児童生徒の就学の現状	9
4. 日系ブラジル人の教育環境改善に向けた先進事例	10
III. 外国人児童生徒の教育環境の改善に向けての提言	
1. 市町村の役割	13
①. 入学の前段階からの就学案内など多言語による情報の提供と周知徹底	
②. 外国人登録と帯同子弟の就学申請手続きの確実な窓口管理	
③. 外国人児童生徒の教育情報の共有化、多文化共生社会機関との連携	
④. P T Aも含めた教育現場での地域住民との多文化共生社会に向けた活動	
2. 県の役割	14
①. J S Lカリキュラムによる日本語教育の普及	
②. 日本語教育と教材の研究、その情報発信	
③. 加配教員と、J E Tプログラムを活用した教育相談員の充実	
④. プレスクールの検討	
⑤. 外国人学校の各種学校としての認可取得に向けての適切な支援	
⑥. 外国人学校への日本語指導教師の派遣の検討	
⑦. 多文化共生社会推進機能を有する機関の設置と活動の推進	
3. 国の役割	16
①. 外国人子弟就学状況報告書の発行	
②. 在留資格付与時に、帯同子女の教育の重要性の啓発	
③. J E Tプログラムを活用した、ポルトガル語・スペイン語 の教育相談員の確保	
④. 日本、ブラジル両国政府による、教育内容の相互認証	
4. 経済団体の役割	17
①. 多文化共生社会推進機関を中心とする活動への経済団体の参画	
資料 I. 外国人児童生徒の教育環境整備に向けた先進的な取り組み事例	18
資料 II. 外国人児童生徒の教育環境整備に関連する従来 of 主な提言	24

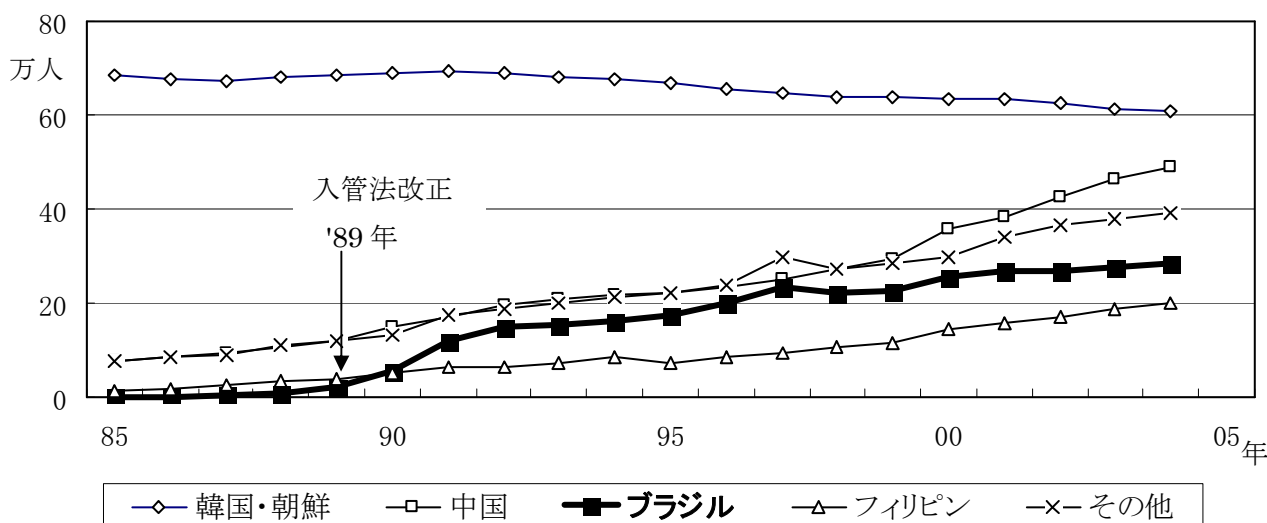
外国人児童生徒の教育保障の構築に向けて

I. 中部地域に在住する外国人の現状

1. 急増するブラジル人等の日系外国人

わが国の外国人登録者数は年々増加しており、2004年末現在197万人を越え、人口の1.5%を占める。内訳は、韓国・朝鮮人が61万人、中国人が48万人、ブラジル人が29万人、フィリピン人が20万人、その他が39万人である。とりわけ1989年に「入管法」と呼ばれている「出入国管理および難民認定法」が改正され、日系外国人を対象に就労を含め活動制限の無い入国が認められるようになり、日系ブラジル人の増加が著しい。また中国人も急激に増加しており、これは主に留学生と研修生・技能実習生の受入によるものである。

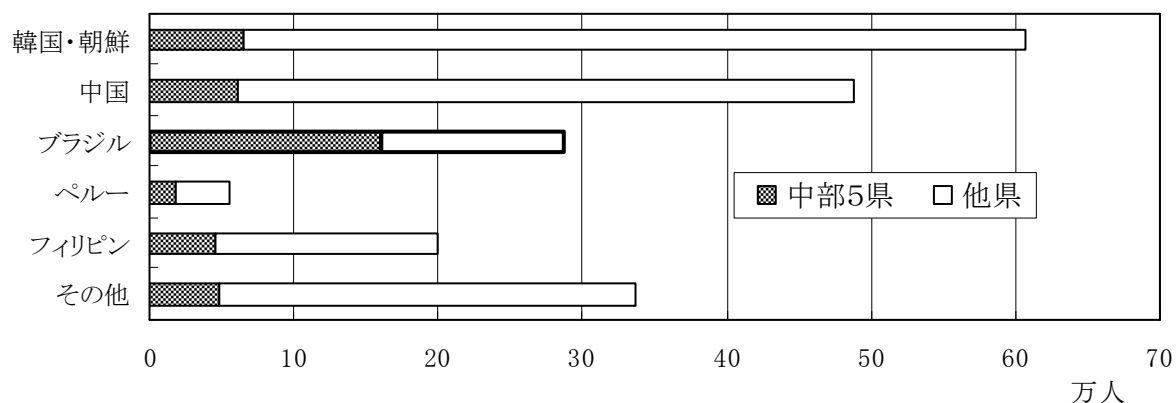
図1. 全国の外国人登録者数の推移



出典：財団法人入管協会「在留外国人統計」

中部5県の外国人登録者数は40万人で、この地域の人口の2.4%に相当し、全国平均の1.5%を大きく上回る。内訳はブラジル人が16万人と第1位となっていることが大きな特徴であり、次いで韓国・朝鮮人が7万人、中国人が6万人、フィリピン人が5万人の順である。ブラジル人の登録者数は、愛知県が6.3万人で全国1位、次いで静岡県が4.4万人、三重県、長野県、岐阜県がそれぞれ1.8万人で、中部5県で全国の上位5位までを占め、全国のブラジル人の56%が中部地域に居住している。ブラジル人を中心とする日系中南米人労働者の当地域への集住は、中部地域がわが国のモノづくりの拠点であることから、製造業での直接作業への派遣等による就労の機会が多いことによるものである。

図2. 中部5県の外国人登録者数、2004年



出典：財団法人入管協会「在留外国人統計」平成17年度

表1. 中部の5県のブラジル人数、2004年

全国	愛知県	静岡県	三重県	長野県	岐阜県	他県合計
286, 557	63, 335	44, 228	18, 157	17, 758	17, 596	125, 463

出典：財団法人入管協会「在留外国人統計」平成17年度

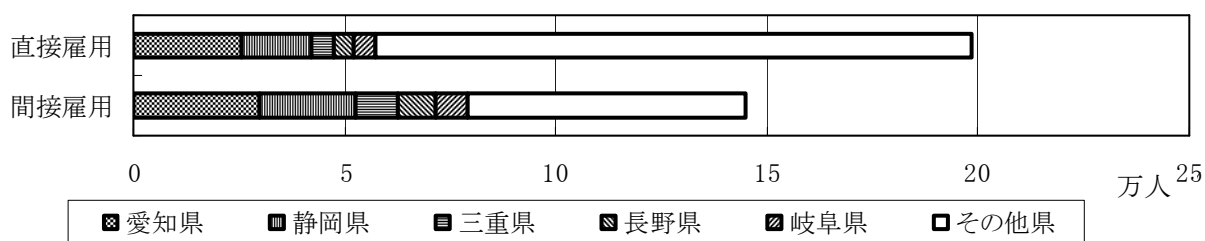
2. 日系ブラジル人等の外国人労働者の生活環境

ブラジル・ペルーなどの多くの日系外国人は、賃金水準の高い日本で就労し、母国へ送金するなどいわゆる出稼ぎの目的でかつ短期滞在のつもりで来日したが、はからずも諸事情から長期の滞在となってしまう、言葉も充分に通じないまま異文化の日本の社会で暮らすことになり、日常生活の面でも多くの不便に直面している。

a. 労働環境

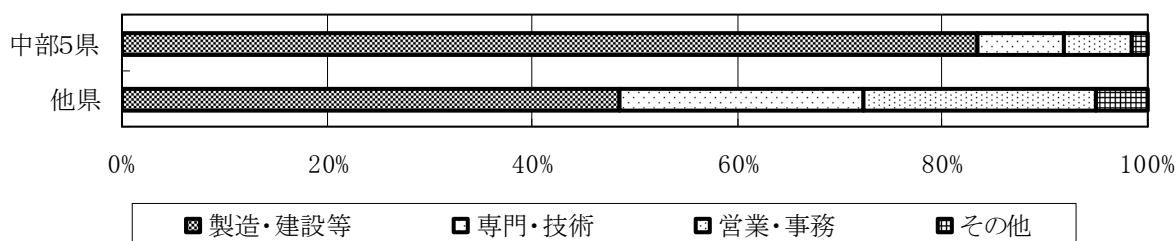
厚生労働省の「外国人雇用状況報告書」に事業所より報告された数字が集計されている。この報告によると中部5県の外国人労働者は合計13.6万人で、このうち5.7万人が直接雇用として、また7.9万人が派遣・請負などの間接雇用として就労している。各地域の職業別の雇用統計は直接雇用の数字しかないが、この直接雇用だけで見ても、中部地域在住の80%以上の外国人労働者は、製造業の組立・加工や建設現場の、直接作業に従事しており、この直接作業従事者の割合は他地域と比べて極めて高い数字となっている。またこれら外国人の直接作業の就労者の多くは、日系のブラジル人とペルー人とみられている。

図3. 中部5県の外国人労働者の直接雇用と間接雇用



出典：厚生労働省「外国人雇用状況報告書」平成17年度

図4. 中部5県の職業別外国人労働者比率、直接雇用のみ



出典：厚生労働省「外国人雇用状況報告書」平成17年度

日系ブラジル人を含め、外国人労働者の社会保険への加入率は、統計数字はないが、低いと考えられている。原因は、短期滞在の出稼ぎ目的で来日した経緯や、日系外国人労働者自身の社会保険への加入の意思の希薄なこと、短期契約での就労の多いこと、また雇用主である派遣・請負会社の社会保険への加入率がもともと低いこと等である。その結果、就労中のケガであっても労働者災害保険が適用されないばかりか、解雇にいたる事例まで見受けられる。このような就労環境に多くの課題を残したまま、慢性的な人手不足の中小企業の製造現場の直接作業は、日系外国人労働者に依存する状況が今後とも続くものと予想される。

日本で就労するブラジル人労働者の所得についての一般的な調査資料は無いが、岐阜県の国際交流センターのアンケートで、岐阜県下の350人のブラジル人より138人の回答を得た調査資料がある。限られた地域のサンプリングのデータであり、あくまでも参考資料であるが、税込みで、年収300万円以上の世帯も38%近く見受けられるものの、年収300万円以下の世帯が62%以上を占めており、また全体の30%の世帯は年収200万円以下のアンケート結果であった。この調査で回答しなかった60%のブラジル人の世帯はさらに低収入とも推定される。

b. ことば

愛知県や岐阜県では、多文化共生社会推進の一環として、両県に在住する日系ブ

ラジル人等の日本語能力を調査している。愛知県のアンケートでは、在住中南米人1,413人の調査で260人と18%の回答率であり、岐阜県では在住ブラジル人350人の調査で164人の47%の回答率であった。両県の調査結果は、約80%の在住者はある程度の日常会話の能力を有するものの、約70%の在住者は漢字も含めた読み書きの能力が備わっていないことを示す、概ね同等の結果であった。急増する日系ブラジル人等が日本で生活していくためには、まず日本語の習得が大きな課題であることを示している。

表2. 愛知県在住の中南米人、岐阜県在住のブラジル人の日本語能力

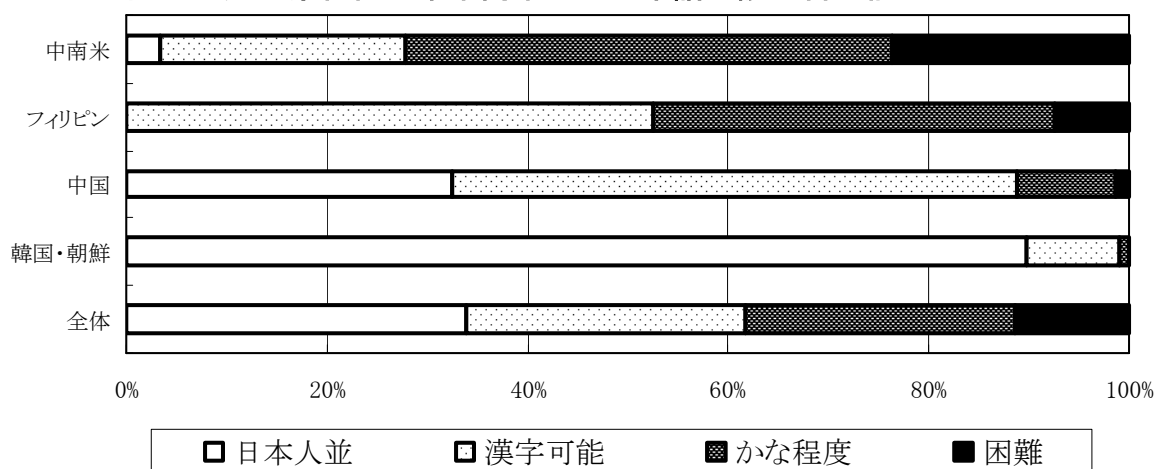
		日本人並み		ある程度可		単語・かな程度		困難	
会話	愛知県	62人	24%	135人	52%	57人	22%	3人	2%
	岐阜県	14人	9%	123人	75%	—	—	27人	17%
読み書き	愛知県	9人	3%	63人	24%	124人	48%	64人	25%
	岐阜県	3人	2%	42人	29%	50人	34%	50人	34%

出典：愛知県「「多文化共生」推進に関する県民意識調査報告書」2002年12月

：岐阜県「岐阜県における多文化共生の推進に向けて」提言 2005年1月

愛知県ではさらに、在住外国人の日本語の読み書きの能力を比較調査している。ほとんどの韓国・朝鮮人や中国人は、漢字を含め日本語の読み書きに習熟している結果に対し、日系中南米人にとっては母語との類似性の無い日本語の特に漢字の読み書きが困難であり、漢字を含めた日本語の教育の重要性を示している。また今後増加の予想される、フィリピン人を始めとする東南アジア諸国の入国者についても、帯同子弟を含めた日本語の教育は大きな課題となる。

図5. 愛知県在住日系中南米人の日本語の読み書き能力

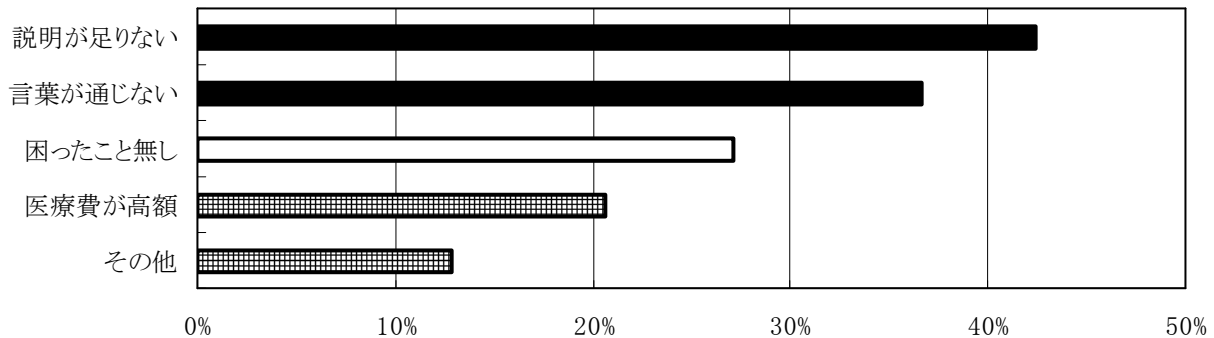


出典：愛知県「「多文化共生」推進に関する県民意識調査報告書」2002年12月

c. 医療現場における言葉の問題

外国人にとって医療現場での会話は切実な問題である。ポルトガル語、スペイン語など外国語に通じる医療機関は少なく、愛知県の調査では、在住中南米人が病院で困っていることの多くは言葉の問題が原因となっている。

図6. 愛知県在住の日系中南米人が病院で困ったこと



出典：愛知県「「多文化共生」推進に関する県民意識調査報告書」2002年12月

d. 日系ブラジル人児童生徒の就学の現状

多くの外国人の児童生徒は、日本の公立の小中学校に就学しているが、日系ブラジル人児童生徒の場合は、本国のカリキュラムにより母語であるポルトガル語で教育するブラジル人学校への就学者の割合も多い。愛知県における2005年4月のブラジル人の就学期の児童生徒数は推計で5,881人、そのうち公立小中学校への就学者が3,351人、ブラジル人学校への就学者が1,539人、いずれにも属さない人数が991人でこの中には不就学の児童生徒も含まれる。長野県のサンタプロジェクトの調査でも、2005年の同県のブラジル人の「未就学」児童生徒数は20%を越えている。

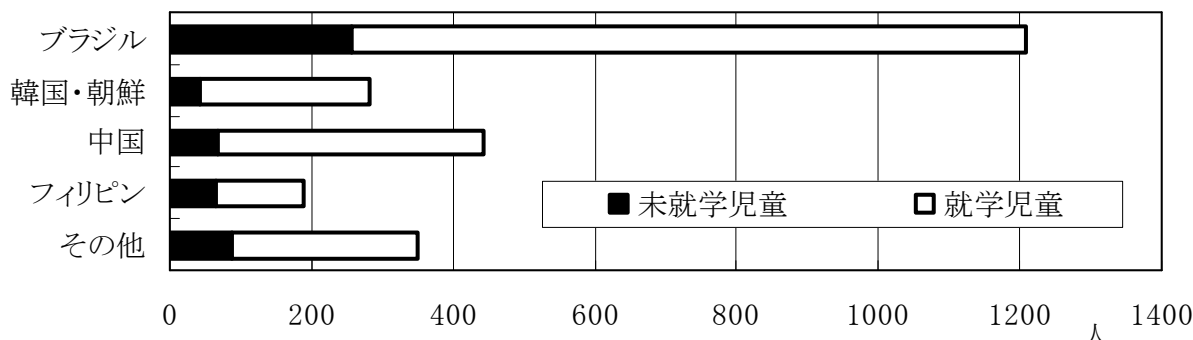
外国人の不就学の児童生徒数を、日本の公立の小中学校の就学者数と外国人学校の就学者数との合計と、就学期の児童生徒数との差とすることには異論も多く、精緻な調査研究も始まっている。愛知淑徳大学と大阪大学による岐阜県可児市での外国人居住者を5ヶ月後にフォロー比較した研究事例や*)、文部科学省と群馬大学でも調査方法の研究が始まっている。一時帰国や、居住地の定まらない一時不明者もあり調査は簡単ではないが、外国人児童生徒の就学状況の正確な把握は、予算を必要とする教育環境の整備には不可欠であり、「不就学」、「未就学」などの言葉の定義も含め、定量的な調査が今後の課題である。

*) 「外国人の子どもの教育 - 不就学の現状から提言へ」

愛知淑徳大学大学院 ブイ・チ・トルン、大阪大学大学院 小島祥美

名古屋国際センター設立20周年記念論文集、2005年2月

図7. 長野県サンタプロジェクトによる県下未就学児童生徒



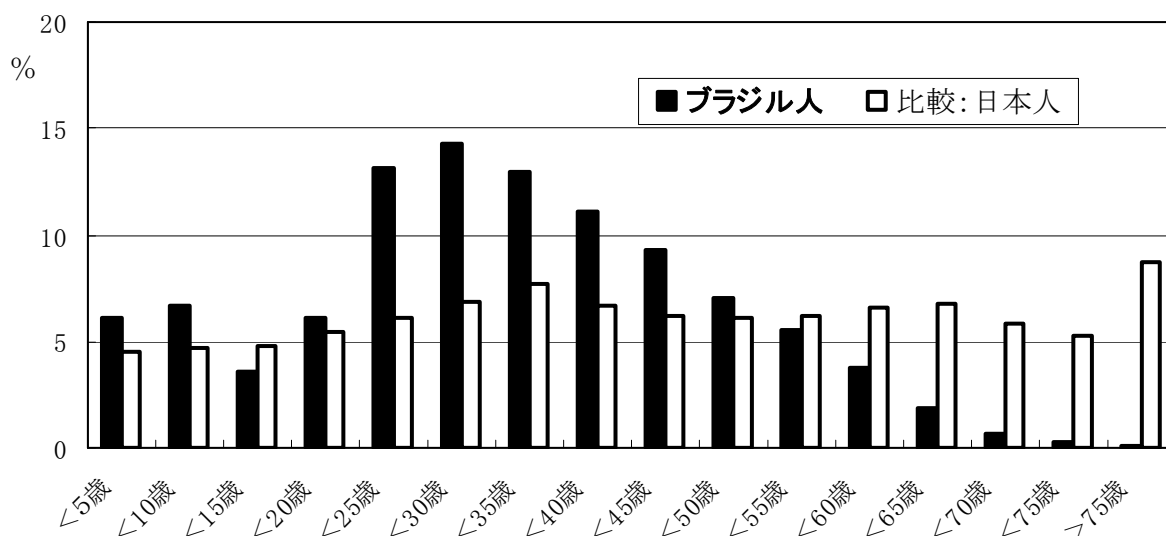
出典：長野県国際課 サンタプロジェクト（外国籍児童就学支援プロジェクト）2005年

II. 外国人児童生徒への教育の現状

1. 外国人児童生徒の受け入れ状況

現在、日本に在住する日系ブラジル人を年齢別に見ると、20代から40代の働き盛りの世代が主であり、学齢期の子弟の帯同も多い。児童生徒は、文部科学省のカリキュラムにより日本語で教育する公立小中学校か、本国のカリキュラムを母語のポルトガル語で教育するブラジル人学校に就学することになる。ブラジル人学校の授業料は月々4万円程度とみられ、前述の岐阜県のアンケート調査例のような、税込み年収が300万円以下の世帯が62%以上を占める日系ブラジル人の家庭にとっては相当な高負担であり、そのために日本の公立の小中学校へ就学させることもある。

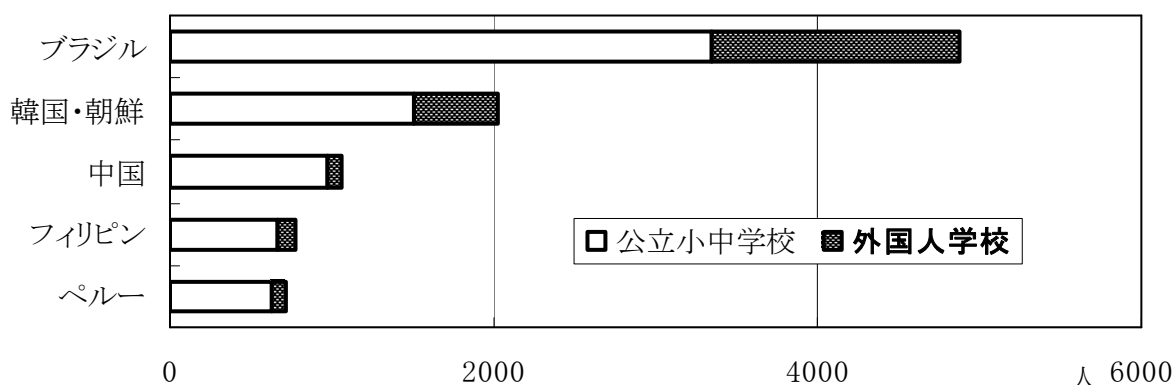
図8. 在留ブラジル人の年齢構成



出典：財団法人入管協会「在留外国人統計」（平成17年度）

日本語になじみの薄かったブラジル人児童生徒にとり、公立小中学校における日本語での就学の困難性は大きいと思われるが、それでも愛知県では、就学児童生徒数4,890人のうち、公立学校就学者は3,351人と69%に達している。一方、ブラジル人学校へ就学したものの、経済的な理由で継続が困難な状況になった場合には、公立学校へ転学することなく不就学になるケースもある。ちなみに愛知県内の、韓国・朝鮮人の場合、約2,000人の学齢期児童生徒数のうち1,500人が公立学校に、500人が外国人学校に就学しているとみられ、不就学者はほとんどいないようである。

図9. 愛知県の外国人児童生徒の公立学校就学状況

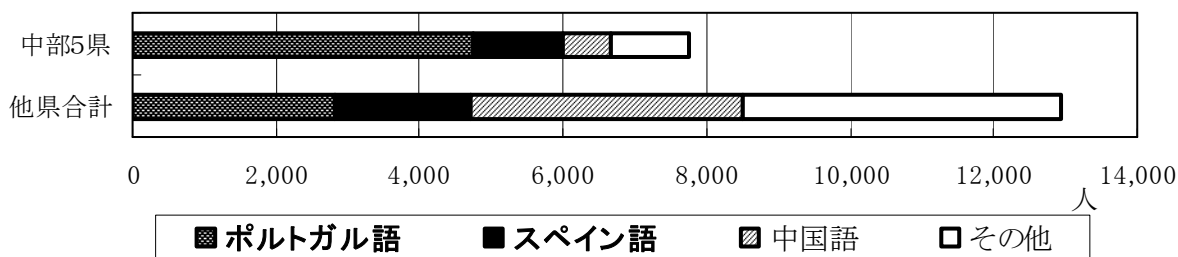


出典：愛知県私学振興室「愛知県内市町村別外国人児童生徒数」2005年4月1日現在を基に中経連が作成

文部科学省は、全国の公立小中学校を対象に、就学のために日本語の教育を必要とする児童生徒数を母語別に調査してきている。中部5県では日本語教育を必要とする児童生徒のほとんどはブラジル・ペルーの日系中南米人である。

現行の調査は、外国人児童生徒の母語別の集計である。予算措置を伴う行政対応に結びつけていくためにはより定量的なデータが必要である。国籍別の外国人児童生徒総数を含めた年次データの掌握に向け、包括的な調査が望まれる。

図10. 日本語教育を必要とする母語別外国人児童生徒数



出展：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

平成17年度

2. ブラジル人学校

中部地域には現在、ブラジル人学校が48校ある。内訳は、愛知県に15校、静岡県に14校、長野県に11校、岐阜県に5校、三重県に3校である。授業内容は母語であるポルトガル語の教育であることから、もともと短期滞在の予定で来日している背景もあり就学希望は多い。全国で学校数は増え続けており、ブラジル人学校協会による2005年9月時点での公表数字の76校が、2006年5月現在は約90校以上あるとされており、実態把握は難しい。都道府県から各種学校としての認可を得ている学校は極めて少ないが、2005年には日系ペルー人学校の静岡県浜松市の「ムンド・デ・アレグリア」が認可され、2006年に岐阜県大垣市のブラジル人学校「ヒロ学園」が認可予定である。中部各県は地域の市町村との、学校経営の破綻時の就学保証等のコンセンサスを得ながら、実情に応じた基準の緩和を講じることで、認可に向けた支援を始めている。

表3. 中部のブラジル人学校数、2005年9月

	全国	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	長野県
ブラジル人学校数	76校	15校	5校	3校	14校	11校
内ブラジル教育省認可校	35校	10校	3校	2校	2校	5校
内日本文科省教育内容認定	19校	6校	3校	2校	2校	2校
生徒数(伯人学校協会調べ)	8,320人	2,166人	863人	438人	1,938人	437人

出典：在日ブラジル人学校協会「ブラジル人学校一覧」2005年9月現在

現在多くのブラジル人学校は、校舎校地の自己所有や、年間経費の6ヶ月分の自己資金保有等の、各種学校としての認可基準の達成が難しい状況にある。各種学校の認可が得られていないため、歴史のある他のインターナショナルスクールや韓国・朝鮮人学校のような、公的補助や、授業料の消費税免除等の税制上の優遇措置も得られず、公共交通機関の通学定期や学割等の付与も受けられない。さらに、無認可であるため、企業等が寄付金を拠出する場合にも、寄付側は寄付金控除の非課税措置を得ることができず、民間よりの財政支援を受けることを難しくしている。

また、ブラジル教育省による本国の学校制度に基づく義務教育内容についての認定を受けている学校数は50校(2006年3月29日現在)で、ブラジル人学校の教育内容面全般の充実も課題である。ブラジル教育省の認定の得られていない学校の場合、

就学児童生徒が帰国しても編入や卒業資格等取得の問題を生じるはずである。ちなみに国内のブラジル人学校のうち、日本の文部科学省より教育内容についての認定の得られている学校は19校である。

表 4. 愛知県における各種学校への助成

学校名	ブラジル人学校	名古屋国際学園	韓国・朝鮮学校
学校数	15校	1校	6校
行政の補助	無し	31,000円／人・年	
その他公的補助	無し	通学定期、学割、授業料消費税免除	

出典：各種資料より中部経済連合会が作成

ブラジル人学校には多くの課題があるが、在住ブラジル人の子弟教育に対する考えや、将来計画を尊重する必要がある、校舎校地の斡旋等を含め、ブラジル人学校の各種学校としての認可への支援も重要である。現在各県では、外国人学校に対して、地域の個々の実情に応じ、市町村による外国人学校の経営破綻時の転学受入等の了解を取り付けながら各種学校としての認可を検討しており、外国人学校の教育環境の整備を目指している。

静岡県では、県内市町村の要望を受け、外国人学校に限り校舎の自己所有基準等を緩和しており、浜松市のムンド・デ・アレグリア校が各種学校として認可を受けた先進事例となっている。また中部各県でも、外国人学校に限り校舎の自己所有基準や、資金保有要件の緩和を行っており、市町村との種々取り決めをしながら、ブラジル人学校等の新たな認可検討をしている。

ブラジル人学校の教育環境整備に向け、日本政府とブラジル教育省との協議も始まっている。両国政府間で日本の公立学校とブラジル人学校の義務教育の終了者に対し、相互認証を可能にするような、抜本的な認証制度の構築が必要である。

3. 日系ブラジル人の児童生徒の就学の現状

中部5県の外国人の不就学児童生徒の実態は、居住届け出義務の遵守の徹底されていない外国人登録制度や、一時帰国や、外国人児童生徒の就学状況が把握しづらいこと等から、十分な調査ができていない。これまでの地方自治体による種々の実態調査から、外国人児童生徒の約10%が不就学と推定される。

不就学の理由は種々考えられており、日本の公立の小中学校の授業についていけなくなったケース、いじめに遭い不登校になったケース、保護者の就労先の変更等

による転居時に転校がなされずにそのまま放置されているケース、ブラジル人学校に一旦は就学したものの授業料が払えず退校を余儀なくされそのまま放置されているケース、さらには目先の就労等に追われ子弟の教育にまで関心が行き届かない保護者の存在などである。一旦不就学になると、児童生徒が学習意欲を持って学校に戻ることは容易ではなく、日本語も母語も中途半端な状態で成長し、能力開発もままならないうちに人生の選択の余地が限定されてしまうことにもなり、早急な対応が求められる。

4. 日系ブラジル人の教育環境改善に向けた先進事例

外国人児童生徒の受け入れには、教職員も日本の児童生徒もいずれも異文化への対応に不慣れなこともあり、十分な体制となっていないのが実情である。中部の各県ではこの改善に向け、行政に民間も連携し、種々の多文化共生社会推進事業が進められている。

総務省の平成18年3月の「多文化共生推進プログラムの提言」のなかで、全国の先進事例が外国人教育を含む生活やコミュニケーションを中心に、29例紹介されている。このうちの半数の14例は日系ブラジル人等の急増している中部5県の取り組みである。国や地方自治体が受入体制を検討している間にも、日常直接外国人への行政サービスを必要とする地方自治体や国際交流機関への参考になればとの、総務省の紹介である。この紹介事例以外にも、中部の各県の多文化共生事業の優れた事例は多くあり、関係機関による先進事例の情報の共有化と、水平展開が期待される。本稿でも、主な事例を以下に、また多くの事例の詳細を付録に記述した。

a. 公立の小中学校就学の外国語の案内・手続き

日系ブラジル人の集住する都市を中心に、多言語での入学案内や手続き書類が整備されてきている。名古屋市には6ヶ国語の手続き・案内の書類が整備されている。

b. 公立小中学校での教員の加配、相談員の設置

愛知県では、外国人児童生徒数による加配基準を設定し、10人を越える小中学校に日本語教育教員を一人加配している。平成18年度は県内の小学校に114人、中学校に40人を加配している。

また広域に居住するブラジル人児童生徒への就学支援として、4人のバイリンガルのブラジル人語学相談員を、県内の4箇所の教育事務所に配置している。平成17年度は、県内の小中学校を4人の相談員が延べ936回訪問しており、この数字は一校当たり平均月一回の訪問頻度であるが、多くの問題を抱えていると思われる外国人児童生徒とその父兄への教育相談にはとても対応しきれない状況と推定される。平

成18年度はこの相談員を5人に増員予定であり、充分な対応にはいたらないまでも、まず教育現場が直面する様々な課題の抽出と、その対応のための教育委員会へのフィードバック等に、貴重な取り組みとなることが期待される。

c. 就学に備えたプレスクールの開設

岐阜県可児市の教育委員会では、就学前児童生徒に日本語指導のプレスクール「バラ教室KAN I」を開設している。

愛知県では平成18年度より、バイリンガル講師を採用し、就学に備えた日本語指導や適応指導のプレスクールを開設する予定である。

d. 卒業後の進路指導

愛知県、三重県、長野県では外国人の高校進学ガイダンスを実施している。

また愛知県では、県内の小牧高校、衣台高校、豊橋西高校の3校で、日本人生徒と同等の通常の入学試験の合格者とは別枠で、平成14年度から特別枠で延べ45人受入れている。特別枠選抜の条件の一つは、小学4年生以上の学年に編入学した外国人児童生徒を対象にしている。

e. 第二言語としての日本語教育：J S L等、日本語教材の研究開発

文部科学省と文化庁は、日本の公立小中学校で日本語の授業の受講の困難な外国人児童生徒への教育として、アメリカでの外国人児童生徒への第二言語としての英語教育システムのE S Lに倣った、日本語教育システムとしてJ S Lを開発した。

また三井物産と東京外国語大学や、早稲田大学の日本語教育研究科でも、現状のやや使いづらいとの評のあるJ S Lとは別に、より実用的な日本語教育の教材を研究開発中である。

f. ブラジル人学校等、外国人学校の各種学校への認可

静岡県では、平成17年に浜松市のペルー人学校のムンド・デ・アレグリア校を認可している。認可には、スズキ自動車を始め地元の多くの企業が、自己保有資金の要件を満たせるような資金援助もし、授業料も減免された実績もある。

岐阜県でも平成18年秋に大垣市のブラジル人学校ヒロ学園を認可予定である。

中部の各県では、外国人学校の校舎・校地の自己所有基準と、自己保有資金の要件を、外国人学校の所在する市町村と協議しながら、緩和し始めている。

g. 地方自治体での多文化共生社会推進活動

愛知県と岐阜県では、外国人との共生に向けた、言語・文化の交流のための多文化共生推進室や協議会が設置されており、また長野県では既にサンタプロジェクトの呼称で活動が推進されてきている。

外国人の居住には種々の法的な手続きも必要で、出入国審査は法務省、査証発給

は外務省、子弟教育は文部科学省・文化庁、医療保険・年金・雇用は厚生労働省、地方自治体支援は総務省と、政府の管掌も多岐にわたっており、外国人の日常生活支援には、国の行政レベルでの多文化共生庁のような包括的な支援機関の設置を、日本経団連が2005年に提言している。

特に、中部5県にはブラジル人、ペルー人を始めとする外国人労働者の集住都市が多いこともあり、国や他地域に先駆けて既に多文化共生社会推進機関が設立され始めており、役割期待は大きい。先進事例の水平展開にとどまらず、ブラジル人の集住する中核地域として、中部地域が多文化共生社会実現に向けた先駆けとなる活動を推進していく必要がある。

Ⅲ 外国人児童生徒の教育環境の改善に向けての提言

1. 市町村の役割

①. 入学の前段階からの就学案内など多言語による情報の提供と周知徹底

小中学校の入学や学校生活、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に利用できるよう、多言語で周知徹底する必要がある。名古屋市には就学時に必要な書類と案内が、日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ハングル語、フィリピン語（タガログ語）の六ヶ国語で整備されており、各市町村においても国際交流機関の支援を得て、多言語での就学申請書類等を、可能な限り共通のフォーマット化し整備することが望ましい。

②. 外国人登録と帯同子弟の就学申請手続きの確実な窓口管理

愛知県内のほとんどの市町村で、外国人登録のない外国人児童生徒でも就学を認める方向で、公立学校への就学手続きが進められるようになってきている。外国人児童生徒の実態を掌握し、また不就学を撲滅するためにも、各市町村は、在留資格を得ている外国人児童生徒には、就学手続きと外国人登録が合わせて行えるような、一貫した管理を求めたい。

③. 外国人児童生徒の教育情報の共有化、多文化共生社会推進機関との連携

現在、公立の小中学校での教育指導方法は、各市町村の教育委員会の判断に委ねられている。地域の実情を踏まえつつ、他地域における先進的な取り組みを取り込む等、教育方法を改善していくことが望ましい。県の教育委員会や国際交流協会との役割分担と協力体制を作りながら、多文化共生社会を推進する機能を有するすべての関連機関へ、教育現場の現状・課題をフィードバックしながら、外国人児童生徒の教育環境の改善をしていくことが求められる。

④. PTA も含めた教育現場での地域住民との多文化共生社会に向けた活動

日本人と外国人の保護者を含めた相互理解は意義深く、豊田市の東保見小学校の事例にある、PTA も含めた地域活動による相互理解は有意義である。日系人などの外国人労働者の増加に伴い、すべての住民が互いに文化や習慣を理解し、人権を尊重し合う、真の多文化共生社会を目指し、教育現場を実践の場としていくことが望ましい。

2. 県の役割

①. J S Lカリキュラムによる日本語教育の普及

外国人児童生徒にとって、日本語の習得は簡単ではなく、また加配教員にとっても日本語の指導は難しいと言われている。アメリカでは英語を第二言語として外国人子弟にE S Lカリキュラムで教育が進んでおり、文部科学省でもこのE S Lに倣ったJ S Lカリキュラムを策定し、その活用を勧めている。各県の教育委員会は国際交流機関の協力を得て、J S Lカリキュラムの改善や実用方法を検討し、市町村の教育委員会に情報を提供し、現場での実践を支援していくことが望ましい。

J S L : 日本語を母語としない子どもたちへの日本語教育カリキュラム

E S L : 英語を母語としない子どもたちへの英語教育カリキュラム

②. 日本語教育と教材の研究、その情報発信

各県の教育委員会は、加配教員や相談員への定期的な研修の場を設けて教育現場の改善を進める必要がある。この改善には、J S Lカリキュラムや日本語指導方法など、各地域の教育現場で取り組んでいる先進事例を幅広く取り込むことが必要である。既に近時I Tの進歩はめざましく、日本語学習環境整備に向け、情報ネットの構築を、国際交流機関との連携で進めていくことも一つの方法であろう。

③. 加配教員と、J E Tプログラムを活用した教育相談員の充実

各県の教育委員会は、外国人児童生徒数に対する加配指導教員数、教育相談員数、通訳の配置人員数の、適正な基準をまず設定する必要がある。また充足の難しいバイリンガル教員については、国際交流機関との連携のもとにJ E Tプログラムの活用も考えられる。また都道府県教育委員会と当該学校の申請による「免許外教科担任の許可」の特別付与の条項の、柔軟な運用による充足も可能であろう。地域のボランティア通訳の確保など、語学教育の人材確保に努めるとともに、加配教員や教育相談員に対する研修を制度化するなど、現場でのより良い教育指導を推進することが望ましい。

J E T プログラム : The Japan Exchange and Teaching Program

語学指導等を行う外国青年招致事業、財団法人自治体交際化協会

④. プレスクールの検討

各地域の教育委員会は、外国人児童生徒の公立小中学校での就学を容易にするため、特にブラジル人等の集住する市町村等への、プレスクールの設置を検討する必

要がある。

⑤. 外国人学校の各種学校としての認可取得に向けての適切な支援

ブラジル人学校は現在全国に90校以上あるとも言われており、実態把握が難しい。この日系外国人学校のほとんどが各種学校としての認可を得ていない状況にあり、このため各種税制上の優遇措置や、通学定期の運賃割引等も受けられず、また企業等の寄付も受けにくい状況にあり、厳しい財政運営を余儀なくされている。各県は、各種学校の認可に際し、外国人学校の種々の項目の審査に慎重に対応する必要がある、それぞれの地域における実情を充分検討しながら進める必要がある。

⑥. 外国人学校への日本語指導員の派遣の検討

ブラジル人学校に就学している児童生徒にも、日常生活のために日本語の習得は不可欠である。文部科学省と独立法人教育研修センターの主催している「外国人児童生徒日本語指導講習会」の制度があるが、この研修は日本の公立学校に就学している外国人児童生徒への日本語教育が対象である。この内容を一步進めて、地方自治体の教育委員会とブラジル人学校の連携により、国際交流機関の支援も得ながら、日本語教育指導の統一的なカリキュラムの共同研究と、日本語指導員のブラジル人学校への派遣システムを構築することが望ましい。

⑦. 多文化共生社会推進機能を有する機関の設置と活動の推進

日本における在住外国人が、外国人労働者の増加等により200万人近くに達した現在、総務省は2006年3月に「地域における多文化共生の推進について」の報告書を発行した。愛知県では2006年4月に多文化共生推進室を設置し、また岐阜県でも多文化共生推進協議会を立ち上げており、さらに長野県では従前よりサンタプロジェクトの呼称で、体系的な活動が検討され始めたところである。

これまで各県や地域の国際交流機関はボランティアとの連携で多くの多文化共生推進の事例を積み重ねてきている。総合的な活動の要求される現在、経験を積んだボランティアの活用や、先進事例の水平展開はもとより、名古屋国際センターを始め各県や地域の国際交流機関の連携が重要であり、さらに関連機関の連絡会組織も情報の共有化のための一つのアイデアであろう。各県は国際交流部門の一環として、多文化共生社会を推進する機能を有する機関をまず設置し、行政に市民を含めた国際交流機関と、それに経済界も加わる、幅広い活動の推進が望まれる。

3. 国の役割

①. 外国人子弟就学状況報告書の発行

文部科学省は各県と連携し、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」の年次報告書を出している。本文の図10でも中部5県の課題として、日本語教育の必要な外国人児童生徒の約80%が、ポルトガル語（ブラジル人）とスペイン語（ペルー人等）を母語とする公立の小中学校の児童生徒であることが分かり、中部地域としての特別の対応が求められることが明確になる資料である。

文部科学省の主導により本調査をさらに進めて、外国人登録のなされている国籍別児童生徒数、公立の小中学校に就学する国籍別外国人児童生徒数、その中でさらに日本語教育を必要とする外国人児童生徒数を集計し、公立学校への就学状況、日本語指導の必要な生徒数の年次推移が把握できるようにまとめ、統計に基づき加配教員・相談員やプレスクール設置のための、予算化に必要なデータを提供できる報告書にしていくべきである。また、「日本語指導の必要な外国人児童生徒」の調査結果をより客観的な資料していくためには、実施方法等に課題も多いが、全国共通のプレースメント（実力判定）テストの検討が期待される。

②. 在留資格付与時に、帯同子弟の教育の重要性の啓発

外国人児童生徒の就学・不就学の状況については、現状では地方自治体で正確に実態を把握することができていない。転職等で他の市町村へ居住変更する際、外国人登録の内容を変更しなければならないが、この手続きをよく知らない外国人が多く、結果として帯同子弟が未就学となるケースが多い。

法務省は、今後入国を希望するすべての外国人に、在留資格の付与の際に、子弟の教育状況の確認や、また在留資格更新時に、保護者も含めた日本語学習機会の情報を提供することによって、子弟の就学率を向上させることが望まれる。

③. J E Tプログラムを活用した、ポルトガル語・スペイン語の教育相談員の確保

外国人児童生徒の日本語での就学のため、加配教員による取り出し授業がなされており、その際バイリンガルの教育相談員の指導助手が必要である。地方自治体では、外国語での相談や通訳などに応じるための十分な人材の確保は難しく、外国青年を招致するJ E Tプログラムの活用が期待される。J E Tプログラムの職種には、外国語指導助手があり、教育委員会や学校で、外国語担当指導主事あるいは外国語担当教員等の助手として従事する職種である。現在のJ E Tプログラムが、外国語については

英語・仏語・独語・中国語・韓国語の5カ国語が対象になっているが、当中部地域を始め全国に急増した日系南米人児童生徒への教育指導には、ポルトガル語、スペイン語の外国語指導助手が必要である。

総務省と外務省は、JETプログラムの現在の5カ国語の枠に、ポルトガル語とスペイン語を追加すべきである。2005年5月の日本とブラジルの首脳会談において、在日ブラジル人コミュニティーに関する共同プログラムの中で、外国人子弟教育問題の改善をはかるため、JETプログラムの推進が掲げられている背景もある。

④. 日本、ブラジル両政府による、教育内容の相互認証

文部科学省とブラジル教育省はブラジル人子弟の教育内容について相互認証を検討することが望ましい。

学校教育制度による義務教育期間は、ブラジルとペルー、そして日本でそれぞれ異なる。満年齢で、日本は6歳からの9年間、ブラジルが7歳からの8年間、ペルーが6歳からの6年間である。日本の公立中学校に通うブラジル人の児童生徒が卒業時には、両国間において、義務教育の終了を相互認証する制度も検討可能と考えられる。また、日本国内にはブラジル人学校が約90校存在するが、このうち50校がブラジル教育省の認可を得ている。この認可はブラジル政府の独自の判断でなされているが、文部科学省はこの認可基準を検討し、日本国内にあるブラジル人学校の教育修了時の内容の認定が可能となるよう、ブラジル政府と必要事項を協議することが望ましい。

在留日系人はさまざまな理由で、帰国、入国の繰り返しもあり、その際の児童生徒の転学をより合理的にスムーズに相互認定できるようなシステムも日本、ブラジルの両国の政府レベルで検討する必要がある。両国の相互認定により、たとえ短期間の日本への在住であっても、その間ブラジル人児童生徒の就学を促進することが望ましい。

4. 経済団体の役割

①. 多文化共生社会推進機関を中心とする活動への経済団体の参画

社団法人中部経済連合会は、毎年、各県の首脳や会員企業との懇談会のなかで、ブラジル人子弟の教育問題についての議論をしてきており、外国人児童生徒への教育環境の整備が、緊急の課題であるとの認識を得ている。今般、この提言を機に、外国人教育問題についての、愛知県や岐阜県で設置された多文化共生社会推進機関や各地域の国際交流機関を中心とする活動に、中経連も参画し、経済団体としての役割も検討していきたい

参考資料

- 資料Ⅰ．外国人児童生徒の教育環境整備に向けた先進的な取り組み事例
- 資料Ⅱ．外国人児童生徒の教育環境整備に関する従来主な提言

資料 I . 外国人児童生徒の教育環境整備に向けた先進的な取り組み事例

事例 i . 公立の小中学校入学案内、手引き

- a. 名古屋市には、日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ハンガール語、フィリピン語（タガログ語）の6ヶ国語による、「外国人児童生徒入学申請書」と「新入学の御案内」が整備されている。
- b. 愛知県内の32の市に、日本語の入学案内と手引きが整備されている。名古屋市等の外国語の資料の水平展開や、共通フォーム化が期待される。

就学案内：豊橋市、豊川市、豊田市、西尾市、瀬戸市、小牧市、稲沢市、岩倉市、知立市、高浜市、豊明市にはポルトガル語を含めた案内がある。

就学説明：豊橋市、碧南市、刈谷市、安城市、犬山市、東海市、岩倉市にポルトガル語を含めた案内がある。

就学援助：豊橋市、豊田市、西尾市、小牧市、岩倉市、知立市にポルトガル語を含めた数カ国語の案内がある。

出展：愛知県32市への「外国人の子どもの就学状況実態調査」報告書

2005年3月、外国人の子どもの教育と人権ネットワーク代表、岩本和則

事例 ii . 外国人児童生徒の不就学状況調査

- a. 外国人集住都市会議での、11都市における外国人児童生徒の就学状況

2001年10月17日の、外国人集住都市会議で、中部5県と群馬県の特に外国人労働者の集住の進んでいる11都市の就学年齢期の外国人数と、公立の小中学校と、外国人学校への就学者数の資料が、名古屋国際センター20周年記念論文集にまとめられている*¹⁾。調査方法や不就学のことばの定義等、調査した11都市で統一されていないために、あくまで参考データではあるが、11都市の登録外国人児童生徒の集計数字は、就学年齢児童生徒数が6,006人で、公立の小中学校への就学者が3,227人の54%、外国人学校への就学者が1,269人の21%、いずれにも属さない人数が1,475人の24%であった。いずれにも属さない24%の児童生徒は、不就学者以外に、居住地の変更ともなう不明者、一時帰国者、それに外国人学校の就学者から漏れた人数などが含まれているものと考えられる。

その後のこの外国人集住都市会議では、この種の就学状況の報告は無く、最新の2006年3月発行の報告資料に、参考資料として「可児メソッド」として提案されている、愛知淑徳大学と大阪大学の外国人就学状況のアンケート方法が、会議メンバーの17都市に提案されている*²⁾。（「可児メソッド」の詳細は次項 b. に記載）

表. 外国人集住都市における外国人児童生徒の就学状況、人

都市名	学齢期 児童生徒数：A	公立小中学校 就学者数：B	外国人学校 就学者数：C	(不就学者等) ：D=A-(B+C)	(不就学等率) ：D/A x 100%
浜松市	1,556	873	358	325	21%
磐田市	270	118	91	61	23%
湖西市	169	116	-	58	34%
富士市	274	191	0	83	30%
豊橋市	1,100	644	250	206	19%
豊田市	819	431	236	75	9%
大垣市	364	212	-	152	42%
可児市	258	91	74	93	36%
美濃加茂市	238	110	74	54	23%
四日市市	461	274	109	78	17%
鈴鹿市	497	167	50	280	56%
合計	6,006	3,227	1,269	1,465	24%

*¹⁾ 出典：自治体の外国籍住民施策 - 東海地域における多文化共生の現状と課題 -

財団法人名古屋国際センター設立20周年記念論文集、平成17年2月より中経連でまとめ
名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授 村井忠政

(外国人集住都市会議、公開首長会議資料、2001年10月19日より)

*²⁾ 出典：「外国人の子どもの教育環境に関する実態調査. 外国人集住都市会議参加都市に
おける子どもの就学と教育支援2005」2006年3月

b. 岐阜県可児市の「可児市子ども調査」

厚生労働省の研究の一環として、岐阜県と可児市の教育委員会や岐阜県国際交流センターと愛知淑徳大学、大阪大学が共同で、「外国人集住都市会議」のメンバーである可児市をパイロット地域として、2003年を、前期4月と後期9月に分け、2回続けて就学状況を調査した。調査対象は外国人登録のあった、前期は282人、後期は320人の、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語等7言語を母語とする外国人児童生徒である。直接訪問も含めた調査方法は「可児メソッド調査票」として詳細が報告されている。

不就学児童生徒数は一般に、学齢期児童生徒数から公立の小中学校と外国人学校への就学者数の差としているが、この調査では転居等で住居が確認できない児童生徒や帰国中の児童生徒が、前期では26%、後期では27%存在することが判明し、ま

た確実な不就学児童生徒の割合は前期6%、後期7%であった。またわずか半年のこの調査期間にも、前期の282人の調査対象者のうちの24人の居住地が、後期の調査では確認できなくなるなど、就学実態の把握の難しさを示す結果であった。

出展：外国人の子どもの教育-不就学の現状から提言へ

愛知淑徳大学大学院 ブイ・チ・トルン、大阪大学大学院 小島祥美

名古屋国際センター設立20周年記念論文集、2005年5月

c. 長野県国際課のサンタプロジェクトによる取り組み

学校教育法に定められている学校や母語教室に通っていない未就学の学齢期の児童生徒数を、毎年調査してきている。2005年の県下の外国人の学齢期の児童生徒数は2,470人であり、そのうち未就学児童生徒数は535人、ブラジル人の未就学の人数は257人である。外国人児童生徒数は2004年の2,435人より35人増加しているなかで、未就学的人数が520人と僅か15人ではあるが減少しており、サンタプロジェクトの取り組みの成果が出始めたと見たい。

出展：長野県国際課 サンタ・プロジェクト（外国人児童就学支援プロジェクト）2005年

事例iii. 愛知県の公立小中学校での日本語指導教員の加配と相談員の配置

愛知県では独自に、外国人児童生徒数に応じた指導教員の加配基準を設定し、取り出し授業による指導がなされてきており、また相談員の配置も進めている。十分な日本語教育にはさらなる増員も必要と思われるが、教育現場での課題がより明確になると期待される。

- ・加配教員：日本語教育適応学級担当教員の小中学校への加配基準については、小学校では、外国人児童生徒在籍者が10～30人以上の場合に一人、31～50人の場合に二人、51人以上の場合に三人の配置となっており、中学校では、児童数が10～20人の場合に一人、21人以上の場合に二人の配置が設定されている。

平成18年度は、小学校に114人、中学校に40人、合計154人の加配を予定している。

- ・語学相談員：ブラジル人児童生徒を対象に、県内の尾張、知多（平成18年度新設）、西三河、豊田加茂、東三河の5地区の教育事務所に、バイリンガルのブラジル人語学相談員を各1名、合計5名配置し、巡回相談・指導を行っている。

平成17年度は、4人の相談員で延べ、県下の小学校を616回、中学校を320回巡回しており、この数字は一枚あたり月一回の訪問頻度である。一人当たりの担当校数が50校以上にもなり、十分な相談・指導は困難であるが、今後の進め方を検討していくためにも重要な活動である。

事例 iv. 日本の小中学校への早期適応のためのプレスクールの開設

a. 岐阜県可児市のプレスクール「バラ教室KAN I」

岐阜県可児市の教育委員会は、公立の小中学校への就学前に、2005年4月より2～4ヶ月の期間で日本語や日本の学校の習慣を学ぶプレスクールを開き、これまでに38人の修了者を含め55人の履修実績がある。

b. 愛知県のプレスクール、アフタースクール

愛知県では、公立の小中学校への入学や編入の直前に、日本の学校への早期適応を狙いに、バイリンガル講師を採用し、プレスクールを開設予定である。また既に公立学校へ就学している外国人児童生徒に対し、日本語学習指導を行う。アフタースクールはNPOに委託し開設している。

事例 v. 義務教育終了後の公立高校での外国人生徒の日本語習熟度調査

愛知県では平成14年より、県下の小牧高校、衣台高校、豊橋西高校の3高校で、小学4年生以上の学年に編入学した外国人生徒を、特別枠で入学させている。平成16年より3年間、ブラジル人以外の外国人生徒も含まれる合計27人の調査では、日本語教育の必要な生徒数は15人と半数以上であった。単位の修得を要する高校の教育においては、確実な日本語の基礎学力が要求される。日本語教育のあり方の見直しも必要である。

表. 高校進学後も日本語の追加教育の必要な外国人生徒数

高校名	平成16年	平成17年	平成18年	合計	日本語教育必要
A高校	2人	2人	1人	5人	4人：80%
B高校	1人	5人	1人	7人	6人：86%
C高校	5人	5人	5人	15人	5人：33%
合計	8人	12人	7人	27人	15人：56%

事例 vi. 日本語教育教材の開発と実践

a. 文部科学省・文化庁の日本語教材 J S L の開発と研修

文部科学省と文化庁は、1989年の入管法改正以来増え続ける日系人子弟の日本の学校に就学するための日本語能力を育成することを目的に、小学校向けと中学校向けの第二言語としての日本語教育資料を J S L カリキュラムとして開発した。

また文部科学省は独立法人教育研修センターと、J S L を外国人児童生徒の教育現場で指導する加配教員を各県より数名を集めた、「外国人児童生徒等日本語指導講習会」を、年2回実施してきている。

b. 愛知県の文部科学省の J S L 研修終了加配教員による研修内容の展開

愛知県は、上記の事例 vi. a. の文部科学省の日本語教育教材の J S L の研修内容を受けて、受講を終了した加配教員を講師に充てて、県内の加配教員を対象に「外国人児童生徒教育講座」を4日間のプログラムの研修として実施している。研究内容の協議の時間も取った研修であり、外国人児童生徒の教育現場での教材も含めた課題の共有化と改善に向けた意義深い内容である。

c. 三井物産、東京外国語大学による日本語教材の研究（全国）

三井物産は社会貢献活動の一環として、東京外国語大学や各種財団と共同で、日本の公立学校へ就学するブラジル人子弟を対象に、日本語学習の初期に必要な基礎学力養成に効果的な教材の開発研究を、2005年8月より進めている。

出展：三井物産 CSRレポート、社会貢献活動 2005

d. 早稲田大学による外国人児童生徒の日本語能力調査判定方法研究（全国）

早稲田大学の日本語教育研究科は、2002年よりの東京都新宿区立の小中学校6校を拠点に外国人児童への大学院生による日本語指導の実践を積み、その教育現場での実践研究に基づく、「読む」「書く」「聞く」のレベル判定基準作りと、レベルに合わせたより効果的な日本語指導プログラムを開発している。

出展：2006年3月25日 読売新聞

事例 vii. 外国人学校認可

a. 静岡県浜松市の南米人学校 ムンド・デ・アレグリア校

静岡県は、浜松市の日系ペルー人学校のムンド・デ・アレグリア校を、従来の校舎校地の自己所有の条件を自治体の要望があれば賃貸しも可とする緩和措置で、2004年末に全国の日系南米人学校として最初の各種学校法人として認可した。この各種学校としての認可により、地元企業と浜松市の資金援助を受けることで、授業料の引き下げも進められた。

出展：2005年8月20日 中日新聞、2005年8月20日 読売新聞

b. 岐阜県大垣市の日系ブラジル人学校 ヒロ学園

岐阜県は、従来の校舎・校地の自己所有の基準を借用も可とすることと、年間経費の三分の一の自己保有資金を六分の一に減額することへの二つの緩和で、大垣市の日系ブラジル人学校のヒロ学園を各種学校として2006年秋に認可予定である。基準緩和には、日系ブラジル人学校の学校運営に支障が起きた場合の、地元大垣市による就学先確保の取り決めが盛り込まれている。ブラジル人学校としての全国初の認可取得が期待される。

出展：2006年2月16日 岐阜新聞、2006年2月26日 朝日新聞

c. 長野県の校舎の自己所有基準等を緩和

長野県では、外国人学校に限り市町村の要望等により、校舎の自己所有基準等を緩和している。

出典：長野県国際課 サンタ・プロジェクト（外国人児童就学支援プロジェクト）2005年

d. 愛知県

愛知県では、これまでの達成の難しかった二つの認可基準である、校舎校地は自己所有の原則を、安定した賃貸借契約が締結されていることを条件に個人や企業からの借用も可とすることと、また年間経常経費の6ヶ月分の資金保有を2ヵ月分に、基準を緩和した。またブラジル教育省からの教育機関としての認可を受けていることも認可の前提にしている。

出典：2006年4月15日 中日新聞

事例viii. ボランティアの日本語指導

名古屋国際センターや各県の国際交流機関を中心に、地域のボランティアの加わる多くの日本語指導がなされてきている。

事例ix. 多文化共生機関の設置

a. 愛知県多文化共生推進室

愛知県では2006年度より、従来から進めている国際交流大都市圏づくりの推進の一環として、多文化共生室を設立し、外国人の定住化に伴い教育・労働・社会保障・医療等の問題について包括的な取り組みを推進する機関として活動を強化している。外国人児童生徒への日本語教育をはじめ、県内の国際交流機関や経済団体との連携で、各種プロジェクトが検討・推進される。

b. 岐阜県多文化共生推進協議会

岐阜県では、多文化共生推進協議会を設営し、急増する外国人の直面する教育・労働・生活面全般にわたる課題への取り組みに向け、国や市町村との役割分担を決めた支援策を検討している。外国人児童生徒の小中学校への受入体制の整備や日本語指導等の教育環境整備が推進される。

c. 長野県サンタプロジェクト

長野県では、サンタプロジェクトの呼称で、外国籍児童就学支援を進めてきており、企業や市民よりの寄付金を募り、外国人学校就学児童生徒の授業料の一部支援や、就学を促進すべく日本語あるいは母語での教育事業を展開している。

資料Ⅱ．外国人児童生徒の教育環境整備に関連する従来からの主な提言

関連（提言）ⅰ．「外国人受入問題に関する提言」

2004年4月14日 社団法人日本経済団体連合会

日本経団連は、「活力と魅力溢れる日本をめざして」の新ビジョンに沿い「外国人が持つ力を活かすための総合的な受入施策の提案」の具体的内容として、「高度人材の積極的受入」と「現場で働く外国人の受入とそれに伴う問題の解決」の二つの課題に向け、「3. 国と地方自治体が一体となった整合性ある施策の推進」のなかで外国人の受入課題への対応には、受入に関わる諸施策全般を包括的に管掌する「多文化共生庁」のような国の機関の設立を不可欠としている。

また外国人の帯同子弟の教育について、提言の「8. 外国人の生活環境の整備」の「(3) 子弟教育の充実」のなかで、特に、多くの外国人労働者の子弟は、授業料の負担面から公立学校に就学することが必要であること、公立の小中学校で日本語の授業を受けるには、地方自治体による日本語のプレスクールや巡回指導員による日本語の追加教育を必要とすること、合わせ予算面での国の助成の必要なこと、等に言及している。また入国管理や在留期間の更新等の機会を利用した、就学状況の確認の組み込みを提案している。

そのほか、「2. 日本企業における雇用契約、人事制度の改革」、「6. 将来的に労働力の不足の予想される分野での受入」、「9. 日系人の入国、就労に伴う課題の解決」など、外国人の受入に関する包括的な内容が提言されている。

関連（提言）ⅱ．「外国人集住都市会議」よりの宣言・提言、2001年より

「外国人集住都市会議」は、日系南米人等の外国人が多数集住する中部5県と群馬県の17都市の首長が共同して、外国人の就労、教育、医療、社会保障などの諸問題について、情報交換しながら課題解決に向けて、2001年より宣言を取りまとめ、国に提言してきている。2001年5月の第一回会議で、外国人住民と地域住民との共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択して以来、総務省、法務省、外務省、文部科学省・文化庁、厚生労働省・社会保険庁の5省2庁に国の法制度の抜本的な改正まで踏み込む提言をしてきており、2年ごとに参加都市の持ち回りで活動している。

外国人住民に係わる「教育」についての提言では、一貫して、日本語指導や不就学の子どものための教育環境の整備や、教育環境のあり方を問い、また外国人住民との多文化共生社会の実現のための教育による人づくりの重要性を強調している。

2005年4月時点の参加17都市は、静岡県が浜松市、富士市、磐田市、湖西市の4

都市、愛知県が豊橋市、豊田市、岡崎市の3都市、三重県が四日市市、鈴鹿市、伊賀市の3都市、岐阜県が大垣市、美濃加茂市、可児市の3都市、長野県が飯田市、上田市の2都市、それに群馬県が太田市と大泉市の2都市である。これら17都市はいずれも外国人登録者数ではブラジル人が1位を占めており、2位、3位をフィリピン、中国、韓国・朝鮮、ペルーの4カ国が分けていることが特徴である。

関連（提言） iii. 「多文化共生推進協議会」による要望

日系南米人労働者の集住都市の多い、中部の愛知県、静岡県、三重県、岐阜県と、群馬県に名古屋市が加わる、5県1市の「多文化共生推進協議会」が平成17年11月、国に「外国人児童生徒に対する教育の充実」として、日本語学習の機会の提供、そのための専門教員の配置とその資質の向上、不就学児童生徒の実態の掌握と就学の促進への取り組み等を要望している。さらに要望書のなかでは、「多文化共生社会を推進する国の体制整備」、「外国人労働者の適正な雇用の推進」、「外国人登録制度の改正」、「外国人に対する災害情報の提供体制の整備」にも言及している。

関連（報告） iv. 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月

総務省は、日本における在住外国人が200万人に達する現在、外国人住民の集住する地域の地方自治体が受入に様々な問題を抱えることになり、国としての各省庁の対応には総合的な視点に欠けてきたことが否定できないとの問題認識から、2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、2006年3月に「地域における多文化共生の推進について」の報告書を発行した。

「第2章 多文化共生推進プログラムの検討」の、「2. 生活支援」の「(3) 教育」のなかで、地方自治体や国の役割について記述している。

- ・地方自治体の取り組みの一つに、「公立の小中学校において外国人児童生徒の相談員に、JETプログラムの国際交流員の活用」を推奨している。
- ・国の取り組みとして、「外国人児童生徒に対する日本語教育方法の確立」ではJSLカリキュラムのさらなる研究開発や、「不就学の子どもへの対応」では不就学の子どもを減少させる早急な方策、さらに「外国人学校のあり方の検討」では中長期的には外国人学校の法的位置づけのあり方の検討、等を挙げている。
- ・多くの先進的な取り組み事例も紹介されている。

また、第2章 2. 生活支援では、「(4) 労働環境」、「(5) 医療・保険・福祉」、「(6) 防災」で、地方と国の役割、さらには労働問題についての企業の役割も合わせ、先進事例を紹介しながら、言及している。

外国人児童生徒の教育保障の構築に向けて

2006年6月

社団法人中部経済連合会

名古屋市東区武平町5丁目1番地

(名古屋栄ビルディング10階)

電話 052-962-8091

印刷：中日本印刷株式会社